

◎新潟県告示第1231号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和6年11月19日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-フルオロフェニル) メチル] - 5-ニトロ-1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Flunitazene、Flunitazene）及びその塩類
- (2) N, N-ジエチル-2- { 2- [(4-メトキシフェニル) メチル] - 1H-ベンゾ [d] イミダゾール-1-イル} エタン-1-アミン（通称名：Metodesnitazene、Metazene）及びその塩類
- (3) 1- (ベンゾ [d] [1, 3] ジオキソール-5-イル) - 4-メチル-2- (ピロリジン-1-イル) ペンタン-1-オン（通称名：MD-PiHP、MD-PHiP）及びその塩類
- (4) N- (1-アミノ-3, 3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル) - 5-ブロモ-1-ペンチル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称名：ADB-5' Br-PINACA）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和6年11月16日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。